

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-526308(P2004-526308A)

【公表日】平成16年8月26日(2004.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2004-033

【出願番号】特願2002-561265(P2002-561265)

【国際特許分類第7版】

H 01 L 21/304

B 24 B 37/00

C 09 K 3/14

【F I】

H 01 L 21/304 622 D

B 24 B 37/00 H

C 09 K 3/14 550 D

C 09 K 3/14 550 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月4日(2005.1.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) 液体キャリヤー、(ii) シュウ酸アンモニウム、(iii) ヒドロキシカップリング剤、及び(iv) 研磨パッド及び/又は研磨剤を含む、基材を研磨するための研磨系。

【請求項2】

前記液体キャリヤーが水であり、前記ヒドロキシカップリング剤がシラン含有化合物である、請求項1に記載の研磨系。

【請求項3】

前記ヒドロキシカップリング剤がウレイドプロピルトリメトキシシランである、請求項2に記載の研磨系。